

「認定の基準」についての指針  
－電気電子製品環境試験－

**JAB RL362:2012**

第2版：2012年9月1日

初版：2008年5月1日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 「認定の基準」についての指針－電気電子製品環境試験－

## 1. 適用範囲

この指針は、JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に適合した試験所（試験事業者を含む 以下「試験所」と言う）であって、恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験を行う試験所を JAB が認定審査する際に適用する。

## 2. 恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験の規格の解釈

## 2.1 温度試験

恒温槽が空の状態では槽内の供試品を置く全ての場所において試験規格に定められた温度範囲（例：JIS C 60068-2-2に定められた設定温度 $\pm 2^{\circ}\text{C}$ ）内であればならない。

## 2.2 湿度試験

試験規格に定められた湿度範囲（例：JIS C 60068-2-78に定められた設定湿度 $\pm 3\%$  RH）は、恒湿槽が空の状態では槽内の供試品を置く場所のうち試験所が定める一点において達成されていなければならない。

## 3. 測定の不確かさに関する要求事項

## 3.1 湿度槽内の湿度の不確かさ推定

湿度槽内の湿度の不確かさ推定においては、恒湿槽が空の状態では槽内の供試品を置く全ての場所の不確かさを推定する。従って湿度の空間分布を考慮した不確かさ推定を行う必要がある。

（参考）湿度の空間分布の推定方法の例として、槽内の蒸気圧は一定であるとして温度分布から求める方法及び槽内の各位置に直接湿度計を置いて測定する方法がある。

## 3.2 ランダム振動試験の不確かさ

ランダム振動試験（JIS C 60068-2-64）の試験においては振動数及び変位の不確かさ推定を要しない。

## 3.3 耐水性試験及び塩水噴霧試験の不確かさ

耐水性試験（JIS C 60068-2-18）及び塩水噴霧試験（JIS C 60068-2-11）においては供試品に浴びせる水や塩水の量及び質、並びに浴びせ方の不確かさ推定を要しない。

## 4. トレーサビリティに関する要求事項

## 4.1 ランダム振動試験におけるトレーサビリティ要求事項

ランダム振動試験（JIS C 60068-2-64）に用いる加速度ピックアップ及び計測用FFTについてはトレーサビリティのある校正を要する。

## 4.2 スプリングハンマ試験のトレーサビリティ要求事項

スプリングハンマ試験（JIS C 60068-2-75 第5項）に用いるスプリングハンマについてはトレーサビリティのある校正を要する。

（参考）JIS C 60068-2-75 附属書Bに規定するスプリングハンマ校正方法により試験所内でトレーサビリティのある校正を行うことは可能である。

4.3 耐水性試験のトレーサビリティ要求事項

耐水性試験（JIS C 60068-2-18）に用いる圧力計、流量計、及びノズル穴測定について検証は必要だがトレーサビリティのある校正は要しない。

4.4 塩水噴霧試験のトレーサビリティ要求事項

塩水噴霧試験（JIS C 60068-2-11）においてpH計をチェックする標準液についてはトレーサビリティのある校正を要する。塩水濃度測定及び塩水量測定については検証は必要だがトレーサビリティのある校正は要しない。

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2008年5月1日	PM（電気試験）	試験所技術委員会
2	トレーサビリティ及び不確かさの要求事項を追加	2012年9月1日	PM（電気試験）	試験所技術委員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で掲載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。